

「内部質保証の方針と手続き」に基づき学長が定める事項

内部質保証の方針と手続き5.に基づき、同方針の実施のために必要な事項を以下の通り定める。

1. 本学の内部質保証活動（P D C A）

- 1.1 本学における内部質保証の推進の責任は、学長及び内部質保証委員会が負う。副学長は、学長を補佐し、内部質保証活動の実務を総括する。
- 1.2 学長は、大学の中期計画を実現するために年度事業計画を策定し、各年度当初に学長施政方針とともに年度事業計画を学内で発表し、本学の学部・研究科等及び事務組織における実施を指揮する。
- 1.3 推進委員会は、半期末及び年度末において、本学の年度事業計画に関して、大学及び学部・研究科等並びに事務組織の運営状況を調査・点検・評価（改善策の提案を含む）し、その報告書を学長に提出する。学長はこの報告書を大学評議会に提出した上で学園に提出する。
- 1.4 学長は、上記報告書に基づき、内部質保証委員会において学部・研究科等及び事務組織と協議し、適切な改善策を講じる。
- 1.5 I R・大学資料室は、内部質保証に関する調査を行い、その結果を学内で共有し、内部質保証活動で活用する。

2. 学部・研究科等における内部質保証活動（P D C A）

- 2.1 学部・研究科等は、学部・研究科等の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針等の諸方針を踏まえて、教育課程を編成し、年度計画を策定し、教育を実施する。
- 2.2 学部・研究科等は、教育の自己点検・評価を行い、改善策を検討し、その結果を学長に報告する。
- 2.3 学長は、上記2.2の報告を基に、内部質保証委員会において適切な改善策を検討し、実施する。

3. 事務組織における内部質保証活動（P D C A）

- 3.1 事務組織は、諸方針及び大学の年度事業計画を踏まえて業務を実施し、自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告する。
- 3.2 学長は、上記3.1の報告を基に、内部質保証委員会において適切な改善策を検討し、実施する。

4.認証評価機関が定める評価基準による自己点検・評価

- 4.1 本学は原則として7年毎に認証評価機関による認証評価を受ける。
- 4.2 推進委員会は、認証評価機関が定める評価基準に従って、本学及び学部・研究科等並びに事務組織の内部質保証活動について点検・評価（改善策の提案を含む）を行い、その結果を基に自己点検・評価報告書原案を作成し、学長に報告する。学長は、全学自己点検・評価委員会に対し、この原案の検証を諮問する。
- 4.3 全学自己点検・評価委員会は、4.2に規定する学長からの諮問を受けて、推進委員会が作成した自己点検・評価報告書原案を検証し、その結果を学長に答申する。学長は、この答申を基に外部の委員によって構成する外部評価委員会の意見をふまえて自己点検・評価報告書を確定する。
- 4.4 学長は、確定した自己点検・評価報告書を大学評議会の議に基づき公表するとともに、理事長に報告する。
- 4.5 認証評価機関に対する認証評価の申請時に、4.3で確定した自己点検・評価報告書を提出する。
- 4.6 学長は、自己点検・評価報告書を基に、内部質保証委員会において適切な改善策を検討し、実施する。

附 則

この学長が定める事項は、令和3年10月6日より施行する。

附 則（令和4年1月19日）

この学長が定める事項は、令和4年1月19日改正、令和4年4月1日施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この学長が定める事項は、令和5年4月1日より改正施行する。